

京都市訓令甲第13号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年12月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表環境局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中

「

機械炉 の操作 業務又 は保守 管理業 務に従 事する 職員	交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 午前8時30分から午後 9時30分まで 午後8時30分から翌日 の午前9時30分まで	午後5 時15分 までの 勤務に ついて は45分 その他 の勤務 につい ては1 時間	午後5 時15分 までの 勤務に ついて は30分 その他 の勤務 につい ては45 分
---	--	--	--

を

」

「

北部ク	交替に	午後5	午後5
-----	-----	-----	-----

<p>リーン センタ 一の機 械炉の 操作業 務又は 保守管 理業務 に従事 する職 員</p>	<p>午前8時30分から午後 5時15分まで 午後4時から翌日の午 前9時30分まで</p>	<p>時 15 分 までの 勤務に ついて は45分 午前 9 時 30 分 までの 勤務に ついて は 1 時 間30分</p>	<p>時 15 分 までの 勤務に ついて は30分 午前 9 時 30 分 までの 勤務に ついて は 1 時 間</p>
<p>その他 の機械 炉の操 作業務 又は保 守管理 業務に 従事す る職員</p>	<p>交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 午前8時30分から午後 9時30分まで 午後8時30分から翌日 の午前9時30分まで</p>	<p>午後 5 時 15 分 までの 勤務に ついて は45分 その他 の勤務 につい ては1 時間</p>	<p>午後 5 時 15 分 までの 勤務に ついて は30分 その他 の勤務 につい ては45 分</p>

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)